

議案第54号

米原市地域包括ケアセンターいぶき条例の一部を改正する条例について

米原市地域包括ケアセンターいぶき条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和3年4月1日から、米原市地域包括ケアセンターいぶきを構成する診療所のうち大久保出張診療所および板並出張診療所を廃止すること、同施設を構成する訪問看護ステーションを廃止すること、ならびに診療所の診療時間および利用料金の一部を規則に定めることについて、この案を提出するものである。

## 米原市地域包括ケアセンターいぶき条例の一部を改正する条例

米原市地域包括ケアセンターいぶき条例（平成 18 年米原市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を削り、同条第 2 項の表中大久保出張診療所および板並出張診療所の項を削る。

第 3 条第 3 項中「居宅介護支援事業」を「居宅介護支援」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「前各項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 4 条を次のように改める。

（診療時間等）

第 4 条 ケアセンターの各施設の診療時間および休診日ならびに開館時間および休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、急を要するとき、または市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

### （1）診療所

ア 診療時間 規則で定める。

イ 休診日

（ア）日曜日および土曜日

（イ）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）

（ウ）12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

### （2）老健施設の通所リハビリテーション

ア 開館時間 午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

イ 休館日

（ア）日曜日および土曜日

（イ）祝日法による休日

（ウ）12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

### （3）支援事業所

ア 開館時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ 休館日

（ア）日曜日および土曜日

（イ）祝日法による休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第7条および第8条を削り、第9条を第7条とする。

第10条を削る。

第11条中「診療を」を「診療等を」に改め、同条本文に次のただし書を加える。

ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療費等以外のものについては、消費税および地方消費税に相当する額を加算した額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とする。

第11条第1号中「(平成18年厚生労働省告示第92号)」を「(平成20年厚生労働省告示第59号)」に、「(平成12年厚生省告示第22号)」を「(平成27年厚生労働省告示第93号)」に改め、同条第2号および第3号を次のように改める。

(2) 次に掲げるものは、それぞれに掲げる額の範囲内において規則で定める額とする。

ア 健康診断料 1人1回当たり診療報酬の算定方法別表第1医科診療報酬点数表における初診料の点数に1点単価10円を乗じた額

イ 文書料(診断書、証明書等) 1通当たり10,000円

(3) 前2号に定めるもののほか、第1号の規定により算定しがたいもの、およびその他の料金については、規則で定める額とする。

第11条を第8条とする。

第12条第1号中「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に、「別表第1第5項第1号」を「別表第1介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準第5項第1号」に、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例」を「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」に、「別表第7第5項」を「別表第7通所リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準第5項」に、「別表第1第1項第5号」を「別表第1訪問介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準第1項第5号」に、「別表第9第1項第7号」を「別表第9短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準第1項第7号」に、「別表第8第1項第6号」を「別表第8短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準第1項第6号」に改め、同条第2号中「にともなう」を「に伴う」に改め、同条を第9条とする。

第13条を削り、第14条を第10条とし、第15条を第11条とする。

第16条第2項第3号中「第11条から第13条まで(第11条第2号に規定する手数料を除く。第18条において同じ。)」を「第8条および第9条」に改め、同条第3項中「第14条」を「第

10条」に改め、同条を第12条とする。

第17条を第13条とする。

第18条第1項中「第16条」を「第12条」に、「第11条から第13条まで」を「第8条および第9条」に改め、同条第2項中「第11条から第13条まで」を「第8条および第9条」に改め、同条を第14条とする。

第19条を第15条とする。

別表第1、別表第2および別表第3を削る。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による指定管理者に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、改正前の米原市地域包括ケアセンターいぶき条例の規定により指定管理者が行った承認その他の行為または指定管理者に対してなされた申請その他の行為（この条例の施行の日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例の規定により指定管理者が行った承認その他の行為または指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

米原市地域包括ケアセンターいぶき条例新旧対照表 (改正理由)

改正後	現 行	改正理由												
<p>(施設)</p> <p>第2条 米原市地域包括ケアセンターいぶき(以下「ケアセンター」という。)を構成する施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療所</p> <p>(2) 介護老人保健施設(以下「老健施設」という。)</p> <p>(3) 居宅介護支援事業所(以下「支援事業所」という。)</p> <p>2 診療所に次の出張所を置く。</p> <table border="1" data-bbox="143 635 909 737"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉槻診療所</td> <td>米原市吉槻 1356 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条1・2 略</p> <p>3 支援事業所は、法に規定する次の事業を行う。</p> <p><u>居宅介護支援</u></p>	名称	位置	吉槻診療所	米原市吉槻 1356 番地	<p>(施設)</p> <p>第2条 米原市地域包括ケアセンターいぶき(以下「ケアセンター」という。)を構成する施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療所</p> <p>(2) 介護老人保健施設(以下「老健施設」という。)</p> <p>(3) 居宅介護支援事業所(以下「支援事業所」という。)</p> <p><u>(4) 訪問看護ステーション</u></p> <p>2 診療所に次の出張所を置く。</p> <table border="1" data-bbox="936 635 1702 833"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉槻診療所</td> <td>米原市吉槻 1356 番地</td> </tr> <tr> <td><u>大久保出張診療所</u></td> <td><u>米原市大久保 683 番地 6</u></td> </tr> <tr> <td><u>板並出張診療所</u></td> <td><u>米原市上板並 203 番地 2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条1・2 略</p> <p>3 支援事業所は、法に規定する次の事業を行う。</p> <p><u>居宅介護支援事業</u></p> <p>4 <u>訪問看護ステーションは、次の事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 78 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業(以下「指定訪問看護」という。)</u></p> <p><u>ア 寝たきり老人等(疾病、負傷等により寝たきりの状態にある老人またはこれに準ずる状態にある老人。以下同じ。)</u>に対し、その者の家庭において看護師、保健師その他看護に関し専門的な知識を有する者(以下「看護師等」という。)が行う療養上の世話または必要な診療の補助</p>	名称	位置	吉槻診療所	米原市吉槻 1356 番地	<u>大久保出張診療所</u>	<u>米原市大久保 683 番地 6</u>	<u>板並出張診療所</u>	<u>米原市上板並 203 番地 2</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアセンターを構成する施設から訪問看護ステーションを除くことに伴う改正</li> <li>・ 大久保出張診療所および板並出張診療所の廃止に伴う改正</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 訪問看護ステーションの廃止に伴う削除</li> </ul>
名称	位置													
吉槻診療所	米原市吉槻 1356 番地													
名称	位置													
吉槻診療所	米原市吉槻 1356 番地													
<u>大久保出張診療所</u>	<u>米原市大久保 683 番地 6</u>													
<u>板並出張診療所</u>	<u>米原市上板並 203 番地 2</u>													

<p>4 前3項に掲げるもののほか、ケアセンターの目的達成に必要な事業を行う。 (診療時間等)</p> <p>第4条 ケアセンターの各施設の診療時間および休診日ならびに開館時間および休館日は、次の各号に掲げるとおりとす</p>	<p>に関すること。 イ 寝たきり老人等の家族その他の介護者に対する介護指導に関すること。 ウ その他寝たきり老人等の看護に関し必要な事業</p> <p>(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条に規定する訪問看護事業(以下「訪問看護」という。)</p> <p>ア 疾病、負傷等により居宅において継続して療養を受ける状態にある者で、健康保険法第88条第1項に該当する者(前号の規定の適用を受ける者を除く。以下「居宅療養者」という。)に対し、その者の家庭において看護師等が行う療養上の世話または必要な診療の補助に関すること。 イ 居宅療養者の家族その他の介護者に対する介護指導に関すること。 ウ その他居宅療養者の看護に関し必要な事業</p> <p>(3) 法第8条第4項に規定する訪問看護事業および法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護事業(以下「介護保険法における訪問看護」という。)</p> <p>ア 居宅要介護者等において、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話または診療の補助に関すること。 イ その他居宅要介護者等の看護に関し必要な事業</p> <p>5 前各項に掲げるもののほか、ケアセンターの目的達成に必要な事業を行う。 (診療時間等)</p> <p>第4条 ケアセンターの各施設の診療時間、診察日および休診日ならびに開館時間および休館日は、次の各項に掲げるとお</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4項削除による項ずれ、文言整理</li> <li>・ケアセンターの各施設の診療時間等を項建てから号建</li> </ul>
---	--	--

<p>る。ただし、急を要するとき、または市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。</p> <p>(1) 診療所</p> <p>ア 診療時間 規則で定める。</p> <p>イ 休診日</p> <p>(ア) 日曜日および土曜日</p> <p>(イ) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)</p> <p>(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) 老健施設の通所リハビリテーション</p> <p>ア 開館時間 午前9時30分から午後3時30分まで</p> <p>イ 休館日</p> <p>(ア) 日曜日および土曜日</p> <p>(イ) 祝日法による休日</p> <p>(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(3) 支援事業所</p> <p>ア 開館時間 午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>イ 休館日</p> <p>(ア) 日曜日および土曜日</p> <p>(イ) 祝日法による休日</p> <p>(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>	<p>りとする。</p> <p>2 診療所の診療時間、診察日および休診日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、急を要するとき、または市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。</p> <p>(1) 診療時間および診察日</p> <p>別表第1のとおり</p> <p>(2) 休診日</p> <p>ア 日曜日および土曜日</p> <p>イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日</p> <p>ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>3 老健施設の通所リハビリテーションの開館時間および休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。</p> <p>(1) 開館時間</p> <p>午前9時30分から午後3時30分まで</p> <p>(2) 休館日</p> <p>ア 日曜日および土曜日</p> <p>イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>4 支援事業所の開館時間および休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。</p> <p>(1) 開館時間</p> <p>午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>(2) 休館日</p>	<p>てに置き換える改正</p> <p>・診療所の診療時間を規則で定めることに伴う改正</p>
---	--	---

<p>(医療保険各法) 第7条 略</p>	<p>ア <u>日曜日および土曜日</u>  イ <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日</u>  ウ <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>5 <u>訪問看護ステーションの開館時間および休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>開館時間</u>  午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>(2) <u>休館日</u>  ア <u>日曜日および土曜日</u>  イ <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日</u>  ウ <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>  <u>(指定訪問看護の利用者の範囲)</u></p> <p>第7条 <u>指定訪問看護を利用することができる者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者で、次の各号の全てに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>寝たきり老人等であること。</u>  (2) <u>病状が安定期にあり、家庭において看護師等が行う療養上の世話または診療の補助を要する者として、主治医が認めたものであること。</u>  <u>(訪問看護の利用者の範囲)</u></p> <p>第8条 <u>訪問看護を利用することができる者は、次条に規定する医療保険各法の被保険者またはその被扶養者であつて、居宅療養者とする。</u>  (医療保険各法)</p> <p>第9条 略  <u>(介護保険法における訪問看護の利用者の範囲)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護ステーションの廃止に伴う削除</li> <li>・訪問看護ステーションの廃止に伴う削除</li> <li>・訪問看護ステーションの廃止に伴う削除</li> <li>・条ずれ</li> <li>・訪問看護ステーションの廃</li> </ul>
---------------------------	--	--



<p>(診療所の利用料金)</p> <p>第8条 第3条第1項の診療等を受けた者は、次の各号に掲げる利用料金を市長に支払わなければならない。<u>ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療費等以外のものについては、消費税および地方消費税に相当する額を加算した額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)</u>とする。</p> <p>(1) 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)または介護保険法の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)および厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)に基づき算定した額</p> <p>(2) 次に掲げるものは、それぞれに掲げる額の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>ア 健康診断料 1人1回当たり診療報酬の算定方法別表第1医科診療報酬点数表における初診料の点数に1点単価10円を乗じた額</p> <p>イ 文書料(診断書、証明書等) 1通当たり10,000円</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、第1号の規定により算定しがたいもの、およびその他の料金については、規則で定める額とする。</p> <p>(老健施設の利用料金)</p> <p>第9条 第3条第2項の老健施設を利用した者は、次の各号に</p>	<p>第10条 介護保険法における訪問看護を利用することができる者は、<u>法第27条および第32条の規定に基づき要介護認定および要支援認定を受けた者とする。</u></p> <p>(診療所の利用料金)</p> <p>第11条 第3条第1項の診療を受けた者は、次の各号に掲げる利用料金を市長に支払わなければならない。</p> <p>(1) 診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)または介護保険法の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)および厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成12年厚生省告示第22号)に基づき算定した額</p> <p>(2) 別表第2に定める手数料</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、診療行為にともなう患者の自己負担に関するものについては、規則で定める。</p> <p>(老健施設の利用料金)</p> <p>第12条 第3条第2項の老健施設を利用した者は、次の各号</p>	<p>止に伴う削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条ずれ</li> <li>・文言整理</li> <li>・消費税が課されるものは、利用料金の額に消費税および地方消費税に相当する額を加算する規定の追加</li> <li>・厚生労働省告示の変更による改正</li> <li>・厚生労働省告示の変更による改正</li> <li>・利用料金の額を条例のほか、規則で定める額とすることに伴う改正</li> </ul> <p>・条ずれ</p>
---	--	---

掲げる利用料金を市長に支払わなければならない。

(1) 法第 41 条第 4 項に規定する居宅介護サービス費、法第 48 条第 2 項に規定する施設介護サービス費および法第 53 条第 2 項に規定する介護予防サービス費、滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成 25 年滋賀県条例第 18 号)別表第 1 介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準第 5 項第 1 号アおよびウに規定する額、滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年滋賀県条例第 17 号。以下「指定居宅サービス等の基準条例」という。)別表第 7 通所リハビリテーションの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準第 5 項の準用規定による別表第 1 訪問介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準第 1 項第 5 号アおよびウに規定する額ならびに指定居宅サービス等の基準条例別表第 9 短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準第 1 項第 7 号の準用規定による別表第 8 短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準第 1 項第 6 号アおよびウに規定する額

(2) 前号に定めるもののほか、老健施設の利用に伴う利用者の自己負担に関するものについては、規則で定める。

に掲げる利用料金を市長に支払わなければならない。

(1) 法第 41 条第 4 項に規定する居宅介護サービス費、法第 48 条第 2 項に規定する施設介護サービス費および法第 53 条第 2 項に規定する居宅支援サービス費、滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成 25 年滋賀県条例第 18 号)別表第 1 第 5 項第 1 号アおよびウに規定する額、滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成 25 年滋賀県条例第 17 号。以下「指定居宅サービス等の基準条例」という。)別表第 7 第 5 項の準用規定による別表第 1 第 1 項第 5 号アおよびウに規定する額ならびに指定居宅サービス等の基準条例別表第 9 第 1 項第 7 号の準用規定による別表第 8 第 1 項第 6 号アおよびウに規定する額

(2) 前号に定めるもののほか、老健施設の利用にともなう利用者の自己負担に関するものについては、規則で定める。

(訪問看護ステーションの利用料金)

第 13 条 第 3 条第 4 項の訪問看護ステーションを利用した者は、別表第 3 に定める利用料金を市長に支払わなければならない

・ 文言整理

・ 別表第 1 第 5 項第 1 号の引用箇所を明確にすることに伴う改正

・ 県条例名の変更に伴う改正  
・ 別表第 7 第 5 項の引用箇所を明確にすることに伴う改正

・ 別表第 1 第 1 項第 5 号の引用箇所を明確にすることに伴う改正

・ 別表第 9 第 1 項第 7 号の引用箇所を明確にすることに伴う改正

・ 別表第 8 第 1 項第 6 号の引用箇所を明確にすることに伴う改正

・ 文言整理

・ 訪問看護ステーションの廃止に伴う削除

<p>(入場の制限)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>2 前項の規定により指定管理者にケアセンターの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第8条および第9条</u>に定める利用料金の収受に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、<u>第10条</u>に掲げる業務(以下「管理業務」という。)の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>4 略</p> <p>(指定管理者の管理の基準等)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(利用料金の収受)</p> <p><u>第14条</u> 市長は、<u>第12条</u>の規定により指定管理者に管理を行わせた場合は、<u>第8条および第9条</u>に定める利用料金を当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。</p>	<p><u>ない。</u></p> <p>(入場の制限)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>2 前項の規定により指定管理者にケアセンターの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第11条から第13条まで(第11条第2号に規定する手数料を除く。第18条において同じ。)</u>に定める利用料金の収受に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、<u>第14条</u>に掲げる業務(以下「管理業務」という。)の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>4 略</p> <p>(指定管理者の管理の基準等)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(利用料金の収受)</p> <p><u>第18条</u> 市長は、<u>第16条</u>の規定により指定管理者に管理を行わせた場合は、<u>第11条から第13条まで</u>に定める利用料金を当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条ずれ</li> <li>・条ずれ</li> <li>・条ずれ</li> <li>・条ずれによる改正</li> <li>・手数料を除く規定の削除</li> <li>・条ずれによる改正</li> <li>・条ずれ</li> <li>・条ずれ</li> <li>・条ずれによる改正</li> </ul>
---	---	---

2 前項の利用料金の額は、第8条および第9条に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 略  
(委任)

第15条 略

2 前項の利用料金の額は、第11条から第13条までに定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 略  
(委任)

第19条 略

別表第1(第4条関係)

診療所および出張所の診療時間および診察日

(1) 診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで
午後	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後4時まで		
夕方					午後4時30分から午後6時30分まで

(2) 吉槻診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前			午前9時から午前11時30分まで		

・条ずれによる改正

・条ずれ

・診療時間を規則で定めることによる別表第1の削除

午後	午後 2 時 から午後 4 時 30 分 まで				午後 2 時か ら午後 4 時 30 分まで
----	----------------------------------	--	--	--	------------------------------

(3) 大久保出張診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午後			午後 3 時 から午後 5 時まで		

(4) 板並出張診療所

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午後			午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで		

別表第 2 (第 11 条関係)

普通診断書	1 通	1,500 円
健康診断書	1 通	3,000 円+検査料
死亡診断書(死産証明書を含む。)	1 通	5,000 円(ただし、1 通増すごとに 1,000 円)
死体検案書 検案書料	1 通	7,000 円
立会料		10,000 円
出生証明書	1 通	2,000 円(ただし、1 通増すごとに 500 円)
生命保険死亡診断書	1 通	5,000 円
生命保険会社からの問合せ証明書	1 通	5,000 円
恩給診断書	1 通	5,000 円
医療費支払証明書(税務用)	1 通	500 円

・診療所の利用料金を改正後の第 8 条に定めることによる別表第 2 の削除

自賠法交通災害保険診断書 1通 5,000円  
 自賠法交通災害保険明細書 1通 5,000円  
 自賠法交通災害保険後遺症診断書 1通 5,000円  
 労災休業意見書 1通 4,000円  
 おむつ代証明書 1通 1,000円  
 介護保険サービスに係る意見書 1通 2,000円  
 介護保険サービスに係る診断書 1通 2,000円

別表第3(第13条、第16条、第18条関係)

訪問看護ステーションの利用料金

1 指定訪問看護利用料金

利用料金の種類	単位	算定基準
基本利用料金	利用1日につき	高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額
上記に掲げるもののほか、その他の指定訪問看護に要する費用	当該費用	利用者の自己負担に関するもので規則で定める額

2 訪問看護利用料金

利用料金の種類	単位	算定基準
基本利用料金	利用1日につき	訪問看護療養費の額に、健康保険法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額
上記に掲げるもののほか、その他の訪問	当該費用	利用者の自己負担に関するもので規則で定める額

・訪問看護ステーションの廃止による別表第3の削除

訪問看護に要する費用	ごとに	
------------	-----	--

3 介護保険法における訪問看護利用料金

利用料金の種類	単位	算定基準
利用料金	利用 1 回につき	法第 41 条第 4 項第 1 号または第 53 条第 2 項第 1 号の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、法から支給される居宅介護サービス費または居宅支援サービス費を控除した額
上記に掲げるもののほか、その他の介護保険法における訪問看護に要する費用	当該費用ごとに	利用者の自己負担に関するもので規則で定める額